

## 備品受領書

	品名	規格	数量
1	キーボックス	ライオン 40N231-15	1
2	スチール書庫	ライオン No. 230N456-18	1
3	ホワイトボード	ライオン H-13Tsy514-21	1
4	事務机(一般用)	ウチダ 590-5517	1
5	事務机(平机)	ウチダ 590-1117	1
6	耐火金庫	ライオン No. 701-S	1
7	手提げ金庫	ライオン No. 83	1
8	テーブル・椅子	ライオン LT-400S・LC432 F	1
9	ホームタンク	90ℓ	1
10	電気ストーブ	日立VF-124	1
11	扇風機	日立NH-302	1
12	更衣ロッカー	トヨタ TSG-42 ベージュ4連 2号	1
13	アルミ兼用脚立	RA-18	1
14	ダストカート	コンドル Y-大	1
15	インスタントカメラ	ポラロイド ジョイカムデート	1
16	消火器	YNK-6 強化液中性	1
17	係用椅子(一般用)	不明	2
18	矢印板(パイプ型)	不明	5
19	矢印板(アルミ折型)	不明	5

令和 年 月 日

上記の備品を受領しました。

住 所  
称号又は名称  
役職名・氏名

印

課長	経営係長	係

令和 年 月 日

札幌市長 様

請求者

## 駐車券払出要求書

種類	現在数	要求数	払出数	番号	受領印
大型					
中型					
普通					
二輪					
摘要					









円山公園駐車場収納日報

令和 年 月 日( )

天気

課長	係長		係
	管理	経営	

記入者 \_\_\_\_\_

区 分		実 数	金 額	特 記 事 項
第一駐車場	大型車			
	中型車			
	普通車			
	二輪車			
	計			
第二駐車場	大型車			
	中型車			
	普通車			
	二輪車			
	計			
合 計				
月 計				

# 円山動物園駐車場収納日報

令和 年 月 日( )

天気

課長	係長		係
	管理	経営	

記入者 \_\_\_\_\_

## 駐車場利用状況

区分	駐車台数	駐車場料金	特記事項
普通車			
合計			
月計			
累計			

## 競技場利用状況

団体名・利用人数	利用時間	利用料金	特記事項
合計			
月計			
累計			

## 円山動物園駐車場警備報告書

令和 年 月 日( )

課長	係長		係
	経営	管理	

記入者 \_\_\_\_\_

ポスト名	位置	警備結果	特記事項
ポスト1	入口付近		
ポスト2	出口付近		
ポスト3	場内全体		
ポスト4	場内全体		
ポスト5	場内全体		

※本様式は、駐車場利用した場合に提出すること。

(記載方法)

異常等なかった場合は、警備結果欄に「○」を記載する。

札幌市に報告する事項があった場合、警備結果欄に「-」、特記事項に概要を記載する。特記事項に記載できない事項については、下の欄に記載すること。

その他報告事項

--



課長	経営係長	係

## 日常点検及び競技場使用報告書

令和 年 月 日 ( )

点検者 \_\_\_\_\_

	点検項目	点検結果		特記事項等
		1回 目	2回 目	
1	グラウンド及び芝の状態確認			
2	備品の破損及び不良箇所			
3	危険箇所の確認			
4	ごみ拾い			
5	拾得物の発見			
6	積雪の状況			
7	事故発見			
8	不審者及び不審物等の確認			
9	その他			

(記載方法)

異常等なかった場合は、点検結果欄に「○」を記載する。

札幌市に報告する事項があった場合、点検結果欄に「-」、特記事項に概要を記載する。

## 物品使用貸借契約書

札幌市（以下「甲」という。）と札幌市円山公園駐車場及び札幌市円山動物園駐車場（以下「円山公園駐車場等」という。）の指定管理者である（以下「乙」という。）との間において、令和 年 月 日に交わした円山公園駐車場等の管理に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、円山公園駐車場等管理運営業務仕様書別表 1 に示す備品（以下「管理物品」という。）について、協定書に定めるほか、次の条項により使用貸借契約を結ぶものとする。

第 1 条 乙は、円山公園駐車場等の管理業務に供するため管理物品を借り受けるものとする。

第 2 条 管理物品の貸借期間は、協定書の効力の存する期間とする。

第 3 条 乙は、管理物品を、協定書第 5 条第 2 項及び第 6 条第 2 項及び第 3 項に基づき管理、使用しなければならない。

第 4 条 乙は、管理物品の修繕費等を、協定書第 20 条に基づき負担しなければならない。

第 5 条 管理物品の調達及び帰属については、協定書第 21 条のとおりとする。

第 6 条 乙は、管理物品を第三者に転貸し、又は管理物品を使用する権利を第三者に譲渡することができないものとする。

第 7 条 管理物品を管理・使用・返還する際に必要となる保険料、運搬・据付・調整料の経費は、全て乙の負担とする。

第 8 条 乙は、管理物品に改変を加えてはならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

第 9 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は 2 通作成し、双方で各 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
札幌市  
代表者 市長 秋元 克広

(乙)